

新規事業に御協力くださる協力事業者を募集します

横浜市では本年秋に、イノベーションの新たな担い手となるベンチャー企業を国内外から呼び込み、成長を支援する「ベンチャー企業成長支援拠点」を関内エリアに開設します。

このたび、運営事業者の公募とあわせて、応募者への物件の紹介等にご協力をいただける不動産業者様、物件所有者様等を「協力事業者」として、募集します。

(協力事業者様の情報は、「協力事業者応募申込書」の記載内容に基づき、本市ホームページに掲載・資料配布により、応募を検討している事業者提供します。)

■募集内容について

募集対象 (協力事業者)	<p>応募を検討している事業者に対し、関内周辺エリア(*)の物件の紹介や情報提供にご協力いただける不動産業者様、物件所有者様等。</p> <p>(物件所有者等のほか、宅地建物取引業の免許等、許認可等を受けている方を対象とします。)</p> <p>*「関内周辺エリア」とは、横浜市企業立地促進条例における特定地域のうち「関内周辺地域」及び「都市再生緊急特別整備地域」として指定されるJR関内駅以南の一部地域とします。</p>
募集物件	延べ床面積の合計(共用部を除く)は、概ね200㎡以上とします。
事業期間	令和4年3月31日まで(本市と運営事業者の委託契約は単年度ごとに締結)
協力事業者の募集期間	公募開始日から令和元年6月18日まで
<p>(物件契約時のイメージ)</p> <p>※ 協力事業者は、あくまで情報提供をしていただく役割をご協力いただくものです。将来の賃貸借契約を保証するものではありません。</p> <p>※ 上図のとおり、横浜市が直接賃貸借契約するものではありません。</p>	

■スケジュール(現時点での予定であり、変更になる可能性があります。)

5月16日(木)	運営事業者の公募開始
<第1回> 5月22日(水) <第2回> 5月27日(月)	<p>公募説明会参加</p> <p>※第1回、第2回は同内容です。 (参加は必須ではありません)</p>
6月21日(金)	・運営事業者の公募締切
7月上旬	運営団体決定
7月上旬~10月	<p>・横浜市と運営事業者との委託契約締結</p> <p>・運営事業者と物件所有者等の建物賃貸借契約締結~建物改修等</p>
10月31日まで	ベンチャー企業成長拠点の開設

■参考 拠点の仕様（仕様書から主要事項を抜粋）

（４）ベンチャー企業成長支援拠点（以下「支援拠点」）の設置及び運営事業

受託者は、本業務を実施する主たる場として、以下に掲げるスペースを確保すること。

ア 支援拠点設置の目的

イノベーションや経済成長の担い手となるベンチャー企業や起業家を国内外から関内周辺エリアに呼び込む入口としての役割に加え、人や情報が集まり交流の中から新たなイノベーションが次々に創出される、横浜のイノベーション・エコシステムを象徴する場所としての構築を目的とする。

イ 支援拠点の機能

（ア） ネットワーク型ベンチャー企業成長支援を実施するスペース

（イ） イノベーション・エコシステム創出に向けた交流スペース

100名規模のピッチイベント等が実施できるような広さ、設備を確保する。

（ウ） ベンチャー企業支援窓口（以下「支援窓口」）（※）を兼ねた職員が常駐するための事務所スペース

なお、支援拠点を中心にベンチャー企業や支援者等が日常的に集まりやすい環境を構築することによりネットワーク化の効果を高めるため、（ア）～（ウ）のスペースは、同一の建物または近隣の建物の中で実施することが望ましい。

ウ 面積

共用部を除く延べ床面積の合計は、概ね200㎡以上とすること。

エ 支援拠点の設置対象地域

関内周辺エリアとする。

関内周辺エリアの定義：横浜市企業立地促進条例における特定地域のうち「関内周辺地域」及び「都市再生緊急特別整備地域」として指定される JR 関内駅より南西の地域。

（参考）

・横浜市企業立地促進条例における特定地域のうち「No.3 関内周辺地域」（横浜市経済局 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/yuchi/support/seido/tokuteitiiki.html>

・都心再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の一覧（内閣府地方創生推進事務局 HP）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/toshisaisei/kinkyuseibi_list/

オ 業務時間

（ア） 受託者が、週5日以上、1日8時間以上の時間を設定し基本時間として業務を行う（祝日及び12月29日から1月3日を除く）。

（イ） 開設曜日や祝日対応、基本時間帯以外の対応については、提案事項とする。イベント実施にあたっては、時間帯外、休日対応等柔軟に運用すること。

（ウ） 本市は、受託者からの申し出により、特定の日に基本時間を変更することがやむを得ない事情があると認められる場合には、これを認めることができる。

カ 拠点の名称等

本支援拠点の趣旨にふさわしい名称、ロゴを定めること。決定にあたっては本市と十分に協議すること。また、支援拠点には名称を示す看板を掲げること。

キ 設備

業務に必要な机、椅子などの什器、専用電話回線、専用インターネット回線、無線LAN、鍵付きロッカー、モニター、プロジェクター等、通常のオフィス業務、打ち合わせが実施できる設備を備えること。

ク 開設期日

支援拠点の開設は令和元年10月31日までにを行うこととする。

ただし、（１）～（３）などのソフト的な取組については、開設期日を待つことなく取組が開始されるよう、契約締結後速やかに着手すること。

ケ 支援拠点設置にあたっての注意事項

（以下略）